

建築基準法施行細則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第74号

建築基準法施行細則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(昭和47年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(認定申請書) 第23条 [略] 2～18 [略] 19 政令第137条の12第6項若しくは第7項又は第137条の16第2号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第1項の表二の(六十一)の項に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。 20・21 [略]	(認定申請書) 第23条 [略] 2～18 [略] 19 政令第137条の12第11項若しくは第12項又は第137条の16第2号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第1項の表二の(六十一)の項に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。 20・21 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																								
別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項(第5条、第30条、第38条関係)	別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項(第5条、第30条、第38条関係)																																																								
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">事務</th><th rowspan="2">条項</th><th rowspan="2">内容</th><th colspan="4">専決権者</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>副局長</th><th>部長</th><th>部に置く室の長</th><th>センター所長</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>55 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の施行に関する</td><td>第137条の12第6項 第137条の12第7項</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	事務	条項	内容	専決権者				備考	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	[略]	55 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の施行に関する	第137条の12第6項 第137条の12第7項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">事務</th><th rowspan="2">条項</th><th rowspan="2">内容</th><th colspan="4">専決権者</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>副局長</th><th>部長</th><th>部に置く室の長</th><th>センター所長</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>55 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の施行に関する</td><td>第137条の12第11項 第137条の12第12項</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	事務	条項	内容	専決権者				備考	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	[略]	55 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の施行に関する	第137条の12第11項 第137条の12第12項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]														
事務				条項	内容	専決権者				備考																																															
	副局長	部長	部に置く室の長			センター所長																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																		
55 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の施行に関する	第137条の12第6項 第137条の12第7項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																		
事務	条項	内容	専決権者				備考																																																		
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																		
55 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の施行に関する	第137条の12第11項 第137条の12第12項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																		

事務	[略]	事務	[略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。